

経政総第19号
令和4年7月14日

関係団体代表者 各位

静岡県経済産業部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための
基本的な感染対策の徹底等について

日々、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、御理解と御協力をいただきありがとうございます。

現在、全国的に新型コロナウイルス感染者数が急激に増加しており、本県においても、直近1週間の新規感染者の総数は7月12日時点で7,691人と、前週と比べて2.66倍と急拡大し、病床占有率も22.8%と20%を超えております。

こうした新規感染者数及び病床占有率の増加等を踏まえ、7月12日に静岡県内の評価レベルが1から2に引き上げられました。

感染拡大防止のためには、県民一人一人が基本的な感染対策を徹底することなどが重要となりますので、下記の点について、貴団体の関係者の皆様への周知をお願いします。

記

1 基本的な感染対策の徹底等

- 事業所内の定期的な換気、3密回避
- 従業員等に対して、以下の事項の周知
 - ・会話時や人混みでの**不織布マスクの着用、定期的な換気、3密回避、手指消毒**等の実施
 - ・発熱、鼻水、咳、喉の違和感等の**症状が出た場合、出社せず、医療機関を受診**
 - ・3回目、4回目のワクチン接種が済んでいない場合の**ワクチン接種の検討**
- ※4回目は60歳以上の人や基礎疾患のある人などが接種対象

2 その他

現時点では、飲食店の時短、イベントの中止や人数制限、他の都道府県との往来の自粛などのいわゆる「行動制限」は不要です。

担当：政策管理局総務課
電話：054-221-2606